第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施が環境に影響を及ぼす項目(環境要素)として、大気質、騒音、振動、廃棄物、資源循環、安全性の6項目を標準評価項目に選定し、調査、予測、環境保全措置の検討、評価を行った。また、水質、底質の2項目を保全措置項目に選定し、環境保全措置の検討、評価を行った。

評価に当たっては、「環境影響が回避され、又は低減されているものであるか否か」、「環境基準その他の国、兵庫県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標と照らし、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否か」の2つの観点で行った。

調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果は、表 7.1.1 に示すとおりである。

本事業は、工事中及び施設の供用において、環境影響を回避・低減するための措置を講じており、また、環境基準等との整合性が図られているものと評価する。

表 7.1.1(1) 環境影響評価の結果

	環境要素	環境影響要因	調査結果	予測・評価結果
大	二酸化窒素	工事関連車両	•沿道環境(四季調査)	1 . 予測結果
気	浮遊粒子状	の走行	県道 57 号沿道にお	工事関連車両の走行による寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が 0.0001ppm 未満、浮遊粒子状物質が
質	物質		ける現地調査結果(四	0.0001mg/m³未満となった。また、沿道における現況の大気質濃度と寄与濃度を足し合わせた環境濃度
			季平均値)は、二酸化	は、二酸化窒素が 0.0190ppm、浮遊粒子状物質が 0.0180mg/㎡となっている。
			窒素が 0.019ppm、	2 . 環境保全措置の内容
			浮遊粒子状物質が	2 . 環境休主指量の内谷
			0.018mg/㎡であった。	◆ 工事関連車両台数の削減
				工事関連車両は、可能な限り阪神高速5号湾岸線を利用して尼崎東海岸出入口又は中島出入口か
			気象	らアクセスするルートを優先し、一般道路を経由する県道 57 号の利用を最小限に抑える。
			県道 57 号沿道周辺	工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。
			における現地調査結	• 工事関連車両の適切な運行の指導
			果(通年観測値)は、	工事関連車両は、過積載の防止、積み荷の安定化、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵
			最多風向が北北東、風	守等、適切な運行を行う。
			速の期間平均値が	• 条例に基づく流入車両規制の遵守
			2.7m/s、日平均値の最	工事関連車両に対して、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年条例第28号(最
			高値が 6.8m/s、静穏率	終改正:令和元年条例第13号))に基づく流入車両規制を遵守する。 • 工事関連車両の計画的な運行管理
			が 0.6%であった。	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮し
			季節別風向は、冬季	し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。
			は西、春季・秋季は北	
			北東、夏季は西南西が	3 . 評価結果
			卓越していた。	環境影響の回避・低減に係る評価
				予測結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.035ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%
				除外値が 0.045mg/m ³ であるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保
				全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で環境影響の回避又は低減が図られているも
				のと評価した。
				基準又は目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値の予測結果は 0.035ppm であり、環境保全の目標値とした環境
				浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の予測結果は0.045mg/m ³ であり、環境保全の目標値とした
				環境基準の基準値及び「尼崎市の環境をまもる条例」に基づく環境上の基準の基準値(0.10 mg/m ³ 以
				下)を下回っている。
				以上の結果より、工事関連車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境保
				全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。

表 7.1.1(2) 環境影響評価の結果

	環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果						
大気	二酸化窒素、 浮遊粒子状	工事関連車両 の走行				車両の走行に。	よる二酸化窒素	 素、浮遊#	並子状物質の ⁻	
質	浮遊粒子状 物質			【二酉	後化窒素】					
				予測 地点	対象道路	① 工事関連車両 による寄与濃 度の年平均値	② 環境濃度の 年平均値	①/② 寄与率	日平均値の 年間 98%値	環境保全の目標値
						(ppm)	(ppm)	(%)	(ppm)	
				No. 1	県道 57 号	0. 00004	0. 0190	0. 21	0. 035	 環境基準の基準値 0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下 ・尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値 0.04ppm以下
				【浮边	 全粒子状物質	î]				
				予測地点	対象道路	① 工事関連車両 による寄与濃 度の年平均値	② 環境濃度の 年平均値	①/② 寄与率	日平均値の 2%除外値	環境保全の目標値
						(mg/m³)	(mg/m^3)	(%)	(mg/m^3)	
				No. 1	県道 57 号	0. 000005	0. 0180	0. 03	0. 045	 環境基準の基準値 0.10 mg/m³以下 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値 0.10 mg/m³以下

表 7.1.1(3) 環境影響評価の結果

	環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果
大	二酸化硫黄、	船舶の運航	•一般環境(四季調査)	1 . 予測結果
気	二酸化窒素、		調査期間中の各地	船舶の運航による周辺住居における最大着地濃度地点の寄与濃度の年平均値は、二酸化硫黄が
督	浮遊粒子状		点における年平均値	0.0001ppm 未満、窒素酸化物が 0.0001ppm 未満、浮遊粒子状物質が 0.0001mg/m³未満となった。また、一
	物質			般環境における現況の大気質濃度と寄与濃度を足し合わせた環境濃度は、二酸化硫黄が 0.0010ppm、二
	174.24		$0.015 \sim 0.016 \text{ppm}$	酸化窒素が 0.0155ppm、浮遊粒子状物質が 0.0170mg/m³となっている。
			浮遊粒子状物質が	EXTRICE NO STOOPPING 11 DEPENT AND AN OFFICE ROLL OF STOOPPING
				2 . 環境保全措置の内容
			黄が 0.001ppm であっ	
			た。	● 船舶の適正管理
			/ <u>_</u> 0	船舶の運航による夢洲へのアクセスが可能となる場合は、船舶は適切に整備・点検を行い、整備
			•気 象	不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう関係者への周知徹底を図る。
			工事関連車両の走	
			行と同じ	船舶の運航に当たっては航行速度の最適化に努め、高負荷運転を行わないよう関係者への周知徹
			11 C 14 0	底を図る。
				3 . 評価結果
				環境影響の回避・低減に係る評価
				予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.003ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値
				が 0.035ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2 %除外値が 0.041mg/㎡であるため、環境に及ぼす影響の
				程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲
				内で環境影響の回避又は低減が図られているものと評価した。
				基準又は目標との整合性評価
				二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の予測結果は0.003mg/m ³ であり、環境保全の目標値とした環境
				基準の基準値及び「尼崎市の環境をまもる条例」に基づく環境上の基準の基準値(0.04ppm 以下)を
				下回っている。
				二酸化窒素の日平均値の年間 98%値の予測結果は 0.035pm であり、環境保全の目標値とした環境基
				準の基準値 (0.04 から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) 及び「尼崎市の環境をまもる条例」に
				基づく環境上の基準の基準値 (0.04ppm以下) を下回っている。
				浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の予測結果は0.041mg/m ³ であり、環境保全の目標値とした
				環境基準の基準値及び「尼崎市の環境をまもる条例」に基づく環境上の基準の基準値 (0.10 mg/m³以
				下)を下回っている。
				以上の結果より、船舶の運航による二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環
				境保全施策に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した

表 7.1.1(4) 環境影響評価の結果

	環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果							
大	二酸化硫黄	船舶の運航			船舶の運航に。	よる二酸	と (化硫)	黄、二醇	俊化窒素、 海	孚遊粒子状物	質の予測・評価結果
気	二酸化窒素、浮遊粒子状			【二酸化硫黄	î]						
質	物質			予測地点	① 船舶の運航に 寄与濃度の年 (ppm)		年平	濃度の 平均値 ppm)	①/② 寄与率 (%)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境保全の目標値
				周辺住居 における 最大着地 濃度地点	0. 000002	2	0.	0010	0. 2	0. 003	・環境基準の基準値0.04ppm以下・尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値0.04ppm以下
				【二酸化窒素	†]						
					窒素配	竣化物(N				二酸化	匕窒素(NO ₂)
				予測地点	① 船舶の運航に よる寄与濃度 の年平均値 (ppm)	② 環境濃厚 年平均 (ppm)	度の が値	①/② 寄与率 (%)	環境濃度の 年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境保全の目標値
				周辺住居 における 最大着地 濃度地点	0.000011	0. 019	90	0.06	0. 0155	0.035	 環境基準の基準値 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下 尼崎市の環境をまもる条例に 基づく環境上の基準の基準値 0.04ppm 以下
				【浮遊粒子状	`物質】						
				予測地点	① 船舶の運航に 寄与濃度の年 (mg/㎡)	平均値	年刊	濃度の 平均値 g/㎡)	①/② 寄与率 (%)	日平均値の 2%除外値 (mg/㎡)	環境保全の目標値
				周辺住居 における 最大着地 濃度地点	0. 00000	2	0.	0170	0.01	0. 041	 環境基準の基準値 0.10 mg/m³以下 尼崎市の環境をまもる条例に 基づく環境上の基準の基準値 0.10 mg/m³以下

表 7.1.1(5) 環境影響評価の結果

環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果					
環境要素 番	環境影響要因 工事関連車両の 走行		予測結果 1.予測結果 工事関連車両の走行による騒音レベルの予測結果は、工事関連車両を含む等価騒音レベルが 69 デシベルとなっている。 2.環境保全措置の内容 環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・工事関連車両の走行台数の削減 工事関連車両は、可能な限り阪神高速 5 号湾岸線を利用して尼崎東海岸出入口又は中島出入口からアクセスするルートを優先し、一般道路を経由する県道 57 号の利用を最小限に抑える。 工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。 ・工事関連車両の適切な運行の指導 工事関連車両は、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を行う。					
			3.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、工事関連車両を含む等価騒音レベルが 69 デシベル、工事関連車両の走行による増分が 0.2 デシベルとなるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を 講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 基準又は目標との整合性評価 予測結果は、工事関連車両を含む等価騒音レベルが 69 デシベルであり、環境保全の目標値とした 「70 デシベル以下」を下回っている。 以上の結果より、工事関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音(LAEQ) の予測・評価結果					
			予測 地点対象道路等価騒音レベル (LAcg)環境保全の目標値 ① + ② ・ 現況の ・ 取音レベル可力 ・ 取り ・ おいっと ・ 取り ・ 取り ・ 取り ・ 取り ・ 取り ・ 取り 					
			No. 1 県道57号 昼間 69 0. 2 69 幹線交通を担う道 路に近接する空間 70以下 (注) 1. 昼間の時間の区分は、6~22 時である。					
			2. No.1 地点の用途地域は、準工業地域である。					

表 7.1.1(6) 環境影響評価の結果

環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果
振動		.,	1.予測結果
	の走行	振動レベルの 80%レン ジ上端値(<i>L</i> ₁₀)は、以下 のとおりであり、いずれ	工事関連車両の走行による振動レベルの予測結果は、工事関連車両を含む振動レベルの80%レンジ上端値が昼間(8~19時)で最大47デシベル、夜間(19時~翌日の8時)で45デシベルとなっている。
		も道路交通振動の限度 以下であった。	 2.環境保全措置の内容 環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・工事関連車両の走行台数の削減 工事関連車両は、可能な限り阪神高速5号湾岸線を利用して尼崎東海岸出入口又は中島出入口からアクセスするルートを優先し、一般道路を経由する県道57号の利用を最小限に抑える。 工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。 ・工事関連車両の適切な運行の指導 工事関連車両は、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守等、適切な運行を行う。
			3.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、工事関連車両を含む振動レベルの80%レンジ上端値が昼間(8~19 時)で最大47 デシベル、夜間(19 時~翌日の8 時)で45 デシベル、工事関連車両の走行による増分が0.0~0.2 デシベルとなるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 基準又は目標との整合性評価 予測結果は、工事関連車両を含む振動レベルの80%レンジ上端値が昼間(8~19 時)で最大47 デシベル、夜間(19 時~翌日の8 時)で45 デシベルであり、環境保全の目標値とした「昼間70 デシベル以下、夜間65 デシベル以下」を下回っている。 以上の結果より、工事関連車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。

表 7.1.1(7) 環境影響評価の結果

環境要素	環境影響要因	調査結果					予	·測結果			
振 動	工事関連車両の		工事関連車両の走行に伴う道路交通振動(<i>L</i> 10)の予測・評価結果								
	走行		Ì							(単	立:デシベル)
					時間	の区分	振動レベル	の80%レンジ上	:端値(L ₁₀)	環境保全	との目標値
			予測	11624			① _押	2 工事則演古	①+②	振動	規制法
			地点	対象道路		時間帯	現況の 振動レベル	上事関連単 両の走行に よる増分	工事関連車ル 一ト沿道 振動レベル	区域の区分	道路交通振動 の限度
			No. 1	県道57号	生 间	11:00~ 12:00	47	0.2	47	第二種区域	70以下
			110. 1		夜間	7:00~ 8:00	45	0.0	45	为一怪区域	65以下
				2. 予測結果	が最大と	なる時間帯の	:、夜間 19 時〜st の振動レベルをテ 業地域である。	翌日の8時である 示す。	'0		

表 7.1.1(8) 環境影響評価の結果

環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果
 水の濁り (SS)	. , . ,	・船舶運航のための船着場を整備 する場合は、アンカー式れることが想定されるの とから、「工事中の水の間とというでは でではないではないではないではないではないではでは、 ですることとした。なお、船を手には、公益社団法人2025年は、公益社団法人2025年とした。 を開するはないではないが、表にでの想定等に基づき参考として評価を行った。	 1.環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・工事用地内の濁水の処理 工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みであること、工事用地内に降った雨水等の濁水は、排水経路に泥溜め部を設けることで海域へのSSの負荷を低減させてから公共用水域に放流する。 ・水質への影響が軽微な構造の採用 船着場を整備する場合は、直杭式横桟橋(海底に支柱を打設しその上に床板を乗せた構造)、陸岸に設置して設けられる接岸施設である岸壁等ではなく、浮桟橋(海上に浮体(ポンツーン)を浮かべ海底に沈めた錨と係留チェーンで接続する構造等)とすることで、海底への支柱打設を行わないよう整備主体に求める。 2.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 船着場の整備に伴う水質(水の濁り)の影響については、前項の環境保全措置を講じる
水の汚れ (BOD・COD) 水の濁り (SS) 富栄養化 (T-P、T-N)	施設の稼働	・施設の供用中に設置するトイて 等から発生する汚水につ対応する は、全量を汲み取出困難で対応ある ことから現理容量上はがですである ことから導入や浄化槽の設幅が 環境の観点を検討した場合 では、適正に対したのをいる。 では、適には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、のでは、の	環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・バイオトイレの導入 施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ(汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ)を導入する。 ・高度処理型浄化槽の設置 施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水について、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。 2.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 トイレ等から発生する汚水による水質(水の汚れ、水の濁り、富栄養化)の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られて

表 7.1.1(9) 環境影響評価の結果

環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果
底 質	施設の整備・撤去	・船舶運航のための船着場を整備 する場合は、アンカーできれることでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、	 1.環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・底質への影響が軽微な構造の採用 船着場を整備する場合は、直杭式横桟橋(海底に支柱を打設しその上に床板を乗せた 構造)、陸岸に設置して設けられる接岸施設である岸壁等ではなく、浮桟橋(海上に浮体 (ポンツーン)を浮かべ海底に沈めた錨と係留チェーンで接続する構造等)とすること により、海底への支柱打設を行わないよう整備主体に求める。 2.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 船着場の整備に伴う底質の影響については、前項の環境保全措置を講じることにより、 事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。
廃棄物	施設の整備・撤去	 産業廃棄物 令和元年度に発生した産業廃棄物の総排出量は276.4万t (推計値)であり、このうち 248.4万t(89.9%)が中間処理 によって減量され、22.0万t (7.9%)が再生利用、残りの 6.0万t(2.2%)が最終処分されている。 残土(建設発生土)の処理体系等 平成30年度における全国の 建設発生土有効利用率は、 79.8%であった。 	1.予測結果 廃棄物 整備・撤去工事に伴う廃棄物の発生量は、がれき類が39,090 t、金属くずが60 t と予測される。 残土 整備工事に伴う掘削量は15,820m³と予測されるが、掘削土は盛土に使用し、残土は発生しない計画である。 2.環境保全措置の内容 環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・撤去工事における廃棄物の分別 撤去工事における廃棄物の分別 撤去工事においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。 ・掘削土の事業計画地内での再利用 掘削土は、可能な限り盛土として使用する。 ・廃棄物発生量の抑制 建設資材(仮設含む)については、指定材料を除き、リユース・リサイクル材や撤去後にリユース・リサイクルを行いやすい材料の活用を検討する。 3.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の整備・撤去に伴う廃棄物の影響については、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。

表 7.1.1(10) 環境影響評価の結果

環境要素	環境影響要因	調査結果	予測結果
環境要素資源循環	環境影響要因施設の整備・撤去		1 . 予測結果 廃棄物 再資源化率は、がれき類が 99.5%、金属くずが 96%と予測される。 残土 発生した土砂は、盛土に使用し、残土は発生しない計画である。 再生資源 表層材及び歩道部の路盤材は、全て再生資源を使用するよう努める計画であり、再生資源使用量は、再生密粒度アスコンが 2,330 t、再生細粒度アスコンが 900 t、再生粒度調整砕石が 31,660 t、再生 クラッシャーランが 2,550 t と予測される。再生資源使用量は、舗装工の必要資材の約 100%の計画である。 2 . 環境保全措置の内容環境保全措置の内容環境保全措置の内容は、以下に示すとおりである。 ・撤去工事における廃棄物の分別 撤去工事における廃棄物の分別 撤去工事においては、「建設工事係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。 ・掘削土の事業計画地内での再利用掘削土は、可能な限り盛土として使用する。 ・舗装工の表層及び路盤)における再生資源の使用舗装工の表層及び路盤とにおける再生資源の使用舗装工の表層及び路盤は、可能な限り再生資源を活用する。 2 . 評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の整備・撤去に任う資源循環の影響については、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 基準又は目標との整合性評価 廃棄物の再生資源化率の予測結果は、がれき類が 99.5%、金属くずが 96%であり、環境保全目標
		る全国の建設発生土 有 効 利 用 率 は、	掘削土は、可能な限り盛土として使用する。 ・舗装工(表層及び路盤)における再生資源の使用 舗装工の表層及び路盤は、可能な限り再生資源を活用する。 2.評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の整備・撤去に伴う資源循環の影響については、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 基準又は目標との整合性評価
			の整合性が図られているものと評価した。

表 7.1.1(11) 環境影響評価の結果

. I . A . I at		調査結果	予測結果
安全性	工事関連車両の	• 交通安全対策の状況	1 . 予測結果
	走行	県道 57 号の調査範	工事関連車両の走行による交通量の増加率
		囲においては、事業計	工事関連車両の走行による乗用車換算交通量の増加率は、工事関連車両が走行する 11 時間では北
		画地の近傍を除いて	行で 4.1%、南行で 3.8%、各時間帯では北行で 2.2~5.8%、南行で 1.3~6.6%と低いことから、交
		道路の両側に歩道が	通安全への影響は小さいものと予測される。
		整備されている状況	歩行者に対する交通安全
		であり、歩車道境界に	県道 57 号は、事業計画地の近傍を除いて道路の両側に歩道が整備されている状況であり、歩車道境
		はガードレール、植樹	界にはガードレール又は植樹帯等が設置されている。また、工事関連車両が右左折する五合橋交差点
		帯等が設置されてい	では歩道橋が、五合橋交差点及び清掃局第2工場前交差点では隅切り部に巻込みの防止対策としての
		る。交差点について	防護柵が設置されており、歩行者の交通安全への影響は小さいものと予測される。
		は、一部信号のない交	
		差点があるが、全ての	2 . 環境保全措置の内容
		交差点で横断歩道が	
		設けられている。	• 出入口付近への誘導員の配置
		• 交通事故の発生状況	工事関連車両の出入口付近には、誘導員を適宜配置し、交通事故の発生防止に努める。
		調査範囲を含む尼	• 夜間や休日の工事現場の施錠
		崎南警察署管内での	夜間や休日には工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口に施錠する等の対
		平成 24 年度~令和 3	策を講じる。
		年度の交通事故発生	• 工事関連車両の削減
		状況の推移は、交通事	工事関連車両は、可能な限り阪神高速5号湾岸線を利用して尼崎東海岸出入口又は中島出入口か
		故全体の件数は横ば	らアクセスするルートを優先し、一般道路を経由する県道 57 号の利用を最小限に抑える。
		いであるが、うち人身	工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。
		事故件数は徐々に減	• 工事関連車両の適切な運行の指導
		少している。	工事関連車両は、走行ルートや制限速度の遵守等、適切な運行を行う。
		令和元年~3年では	
		県道 57 号の調査範囲	3 . 評価結果
		内の1箇所で事故が	環境影響の回避・低減に係る評価
		発生している。	調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事関連車両の走
			行に伴う安全性の影響については、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範
			囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。